戸籍・住民票の取得は本人確認が必要です

戸籍・住民基本台帳に、他人の嘘の届出による真実でない記載がされたり、不正に他人の戸籍証明書・住民票を取得したりする事件が起こっています。

戸籍や住民基本台帳に記載された個人情報を保護するため、次の場合は新たに本人確認が必要になりました。本人確認は運転免許証や写真付きの住民基本台帳カード等で行います。

証明書の取得

戸籍証明書・住民票を請求する際は、必ず本人確認を行います。

また、他人の戸籍証明書・同一世帯以外の人の住民票の取得は、交付を受ける正当な理由があると認められる場合に限られます。

なお、不正に戸籍証明書・住民票を取得した者は新たに刑事罰（30万円以下の罰金）に処せられます。

戸籍届出（婚姻、離婚、養子縁組・離縁、認知）

戸籍届出（婚姻、離婚、養子縁組・離縁、認知）には、本人確認が必要になります。また、本人確認ができない場合の届出を受理しないよう申し出ることができます。

なお、住民異動届も従来どおり本人確認が必要です。

問千葉地方法務局（戸籍法）☎043(302)1316
住民課戸籍住民班☎(70)0340

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方は申告が必要です

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、税務課へ「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。なお、翌年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要になります。

問税務課住民税班☎(70)0321

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	申告に必要なもの
所得税の確定申告をしない方	源泉徴収票、印鑑 ※住宅借入金等の年末残高合計額を控えてきてください
所得税の確定申告をした方	確定申告書の控え、印鑑 ※住居開始年月日を控えてきてください

住宅用火災警報器の設置は今月までに

住宅火災での逃げ遅れ事故等を防ぐため、山武郡市広域行政組合火災予防条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されます。既存住宅は5月31日(土)までに設置してください。また、購入の際は日本消防検定協会の鑑定マークである「NSマーク」が付いた商品を選びましょう。

＜NSマーク＞

NS 日本消防検定協会

〈設置場所〉

①寝室
②寝室がある階の階段（寝室が避難階の場合は除く）
③寝室がある階から2階下の階段（寝室の1階下の階段に設置されている場合を除く）
④寝室がある階から2以上上にある階に居室がある場合のその最上階
⑤①～④に該当しないが7㎡以上の居室が5つ以上ある階の廊下または階段
⑥台所

〈悪徳業者にご注意〉

町や消防署、消防団が火災警報器を売り歩くことはありません。また、特定業者に販売を委託することもありません。訪問販売等の悪質な業者にはご注意ください。

▲電池タイプ（左）とコンセントタイプ（右）の住宅用火災警報器

問山武郡市広域行政組合消防本部予防課☎(52)8753

春季行政相談強調週間

5月19日(月)～25日(日)

◎行政相談

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、町民の皆さんからの苦情や相談を聞き、その解決を促進します。相談は無料で、秘密は守られます。

▶日時＝第3(水)10時～15時
▶場所＝中央公民館1階講義室
▶相談委員＝古山茂

◎総務省千葉行政評価事務所行政相談

▶行政苦情110番
☎0570（09）0110

問住民課コミュニティ推進班
☎（70）0342

安心・安全コーナー⑧

～自動車が狙われています～

千葉県内では平成19年中に4,060件の自動車盗が発生しました。前年と比べ減少したものの、全国でワースト2位という残念な数値です。東金警察署管内でも105件の自動車盗が発生しました。月極駐車場・外出先等だけでなく、自宅での駐車にも注意して被害に遭わないようにしましょう。

〈被害に遭わないために〉

油断せず、しっかり対策をしましょう。

・被害車両の約28%がエンジンキーをつけたままでした。コンビニやビデオショップなど短時間の駐車でも必ず施錠しましょう。
・警報器やハンドルロックの取り付けは効果的です。

▲自動車のドアは必ず施錠しましょう

問東金警察署　☎（54）0110

歯科衛生士だより　歯っぴーライフ74

各種歯のコンクールに参加してみませんか

6月の歯の衛生週間にさきがけ、各種歯のコンクール参加者を募集します。

① 親と子の良い歯のコンクール

▶対象＝平成19年4月1日～平成20年3月31日までの間に、3歳児健診を受診した幼児と親

② 高齢者の良い歯のコンクール

▶対象＝4月1日現在、80歳以上で自分の歯（かぶせた歯、さし歯でもよい）が20本以上ある方

③ 8020（はちまるにいまる）運動普及作文

▶対象＝町に在住・在勤で20歳以上の方
▶テーマ＝歯科疾患（ムシ歯・歯周疾患）の予防について
▶申込方法＝400字詰め原稿用紙5枚以内とし、題名・住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記のうえ、提出
▶申込締切＝5月23日(金)

④ 8020運動普及標語

▶対象＝町に在住・在勤・在学の方
▶テーマ＝歯科疾患（ムシ歯・歯周疾患）の予防について
▶申込締切＝5月23日(金)

申・問健康介護課健康指導班　☎（72）8321